

社会福祉法人 若竹会



一般事業主行動計画



職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：職員の育児休業取得率を男女とも90%とし、かつ中学校卒業前の子を養育する職員や小学校就学前の孫を養育する職員が取得できる育児を目的とした休暇制度の導入を目指す。

<取組>

- 令和6年 6月～ 新しい制度について施設長会議等で検討する。
- 令和6年 9月～ 制度の導入。会議等で職員に周知する。
- 令和7年 3月～ 制度の利用状況を把握し、各種休業・休暇制度の利用状況を検証する。

目標2：開設した病後児保育室の職員利用の促進を図る。

<取組>

- 令和6年 7月～ 病後児保育室職員利用状況を検証する。
- 令和6年 8月～ 検証結果を踏まえ、施設長会議等で今後の利用促進の方法を検討する。
- 令和6年 10月～ 職員会議や広報誌等で利用促進に向けた周知を行う。

目標3：育児休業を取得した女性職員もしくは育児を行う女性職員が就業を継続しキャリア形成を行っていく支援を目的とした研修を企画し、対象者に対して実施する。

<取組>

- 令和7年5月～ 研修内容を施設長会議等で検討する。
- 令和7年9月～ 対象者に対して研修を実施する。
研修内容について受講者にアンケートを実施する。
- 令和7年10月～継続実施に向けた検討を施設長会議等で行う。